

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人大崎誠心会

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

2 内容

目標1：男性職員の育児休業取得（目標1名以上）を目指し、男女共に育児休業を取得しやすい環境を整備する。

<対策>

令和7年 4月～

- ・育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度を周知する。
- ・管理者等を対象とした育児・介護休業等についての研修を実施する。
- ・制度改正等が行われた場合は、内容について管理者・職員への周知を図る。

目標2：月平均時間外労働時間を10%削減する。

<対策>

令和7年 4月～

- ・各事業所の所定外労働時間を継続して把握する。
- ・事業所毎に問題点および改善策の検討を行う。